

## 【後期第2問】

ある日甲は、中央銀行多摩支店を訪れ、同支店備え付けのATMにより、同支店に開設している自己名義の普通預金口座から現金を下ろそうとした際、心当たりのないA社からの振込金60万円が誤って同口座に入金され、預金額が100万円余りとなっていることを知った。そして、当時多額の借金を抱えて返済に窮していた甲は借金を返済するため通常の正当な預金払戻しであるかのように装って預金の払戻し手続きを行うことを決め、中央銀行多摩支店の窓口係員に対し金額欄に90万円と記載した普通預金払戻し請求書を提出して普通預金の払戻しを求めて、その場で窓口係員から90万円の交付を受けた。

払戻しを難なく行えたことで自信をつけた甲は次に、代金を支払うことができないことを知りながら、Bカード会社の加盟店であるCデパートにおいて同店の店主に自己名義のクレジットカードを提示し、鞆を購入した。

なお、Bカード会社は立替払いは行っていないとする。

甲の罪責を検討せよ。